

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 16 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間③において、A市にあったB社に勤務したが、退職してから約1年後の昭和43年4月11日に脱退手当金が支給されたこととなっている。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日前後それぞれ2年間に当該事業所を退職した女性で24か月以上の被保険者記録が確認できる同僚24人のうち、脱退手当金支給記録を有する者は申立人を含めて二人のみである上、申立人は、申立期間③に係る被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和43年4月11日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、これら4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、昭和36年に通算年金制度が創設されているところ、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していることから、年金制度を通算する意思を有

していたものと考えられ、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで  
③ 平成 2 年 4 月から 4 年 3 月まで

3 回の申立期間は、3 人の子供のそれぞれの出産前後で体調が優れず、私は免除申請の手続に行くことができなかつたので、私の夫が A 市 B 支所又は同市 C 市民センターで国民年金保険料の免除申請手続を行った。

申立期間は未納とされているが、保険料免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間及び平成 4 年 4 月から 10 年 12 月までの期間について、国民年金保険料が免除とされ、社会保険庁（当時）において、記録管理業務が機械化された昭和 59 年度以降は、申請免除に係る年度ごとの免除申請日やオンライン入力年月日も記録されているところ、申立期間は未納と記録されていることが確認できる。

また、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、保険料の免除申請は毎年度行うこととされていることから、申立期間の保険料の免除申請が行われたとすると、6 回手続がされたこととなるが、そのいずれについても行政側が記録を誤り、免除記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間に係る保険料の免除申請手続を行ったとする夫は、「申

立期間に係る保険料の免除申請手続について、知人などに免除申請のことを話したことはない。」と回答しており、申立期間に係る保険料の免除申請手続が行われていたことを裏付ける関係者等の証言は得られない。

このほか、申立人の国民年金保険料が免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。